

○宮崎大学農学部附属施設長候補者選考規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年1月18日 平成19年2月20日
平成22年10月1日

第1条 農学部附属施設の長（以下「施設長」という。）候補者の選考は、次の場合に行う。

- (1) 施設長の任期が満了するとき。
- (2) 施設長が辞任を申し出たとき。
- (3) 施設長が欠員となったとき。

2 施設長候補者の選考は、前項第1号の場合は任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号の場合は、その事由発生後速やかに行う。

第2条 施設長候補者の選出は、次の各号によるものとする。

- (1) フィールド科学教育研究センター（以下「フィールドセンター」という。）長候補者は、獣医学科を除く各学科及びフィールドセンターの専任の教授のうちから、学部運営委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学部長が指名する。
- (2) 動物病院長候補者は、獣医学科及び動物病院の専任の教授のうちから、獣医学科及び動物病院の推薦に基づき、教授会の議を経て学部長が指名する。
- (3) 博物館長候補者は、農学部所属の専任の教授のうちから、農業博物館運営委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学部長が指名する。

第3条 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 施設長が任期の中途において欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選考される動物病院長は、改称前の旧家畜病院長とし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、残任期間とする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。